

市区町村別集計項目(推進体制等)

愛知県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					30	41	19				54					
23	100	名古屋市	スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室	1	1	1	1	男女平等参画推進なごや条例	2002年3月29日	2002年4月1日		名古屋市男女平等参画基本計画2025	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
23	201	豊橋市	市民協働推進課	1	2	1	1	豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例	2004年3月31日	2004年4月1日		とよはしハーモニープラン2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	202	岡崎市	社会文化部 多様性社会推進課	1	2	1	1	岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例	2005年3月29日	2005年4月1日		ウィズプランおかざき~第5次岡崎市男女共同参画基本計画~	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
23	203	一宮市	政策課	1	2	1	1				0	第3次一宮市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
23	204	瀬戸市	まちづくり協働課	1	2	1	1				0	第2次瀬戸市女性活躍推進計画・第4次瀬戸市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	205	半田市	市民協働課	1	2	0	1	半田市男女共同参画推進条例	2005年7月12日	2005年7月12日		みんなが輝くチャレンジプラン(第3次半田市男女共同参画推進計画)	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
23	206	春日井市	男女共同参画課	1	1	1	1	春日井市男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第3次かすがい男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	207	豊川市	人権生活安全課	1	2	1	1	豊川市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第3次豊川市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	208	津島市	人権推進課	1	2	1	1				0	津島市男女共同参画プラン2030	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	209	碧南市	地域協働課	1	2	0	0				0	第2次碧南市男女共同参画プラン	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
23	210	刈谷市	市民協働課	1	2	1	1	刈谷市男女共同参画推進条例	2019年9月30日	2019年10月1日		第3次刈谷市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
23	211	豊田市	市民活躍支援課 とよた男女共同参画センター	1	1	1	1				0	クローバープラン(第4次とよた男女共同参画プラン)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
23	212	安城市	市民協働課	1	2	0	1	安城市男女共同参画推進条例	2008年3月26日	2008年4月1日		第4次安城市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
23	213	西尾市	地域つながり課	1	2	1	1				0	第2次西尾市男女共同参画プラン改訂版	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
23	214	蒲郡市	協働まちづくり課	1	2	0	1				0	第3次蒲郡市男女共同参画プラン	2021年6月 ~ 2026年3月	1	1	
23	215	犬山市	地域協働課	1	2	0	0				0				0	
23	216	常滑市	市民協働課	1	2	1	0				0	(第6次常滑市総合計画)	2022年4月 ~ 2028年3月	0	0	
23	217	江南市	市民サービス課	1	2	1	1				0	第3次こうなん男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
23	219	小牧市	多世代交流プラザ	1	2	1	1	小牧市男女共同参画条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第4次小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーIV	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
23	220	稲沢市	市民福祉部地域協働課	1	2	1	1				0	いなざわ男女共同参画プランⅢ	2021年4月 ~ 2028年3月	1	1	
23	221	新城市	市民自治推進課	1	2	0	1				0	新城市パートナープラン 第2次新城市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2032年3月	0	1	
23	222	東海市	女性・子ども課	1	1	1	1	東海市男女共同参画推進条例	2004年9月29日	2004年11月1日		東海市男女共同参画プランⅢ	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
23	223	大府市	子ども未来課	1	2	1	1	おおぶ男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2003年10月1日		おおぶ男女共同参画プランⅥ さんかく! おおぶ	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	224	知多市	子ども若者支援課	1	2	1	0				2	知多市男女共同参画行動計画(知多市ウィズプランⅢ)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
23	225	知立市	協働推進課	1	2	1	1				0	第3次知立市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
23	226	尾張旭市	多様性推進課	1	2	1	1	尾張旭市男女共同参画推進条例	2013年12月20日	2014年4月1日		第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無			
						問3-2 条例名称			問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
23	227	高浜市	文化スポーツグループ	1	2	0	0				0	(第7次高浜市総合計画)	2023年4月 ~ 2033年3月	0	0		
23	228	岩倉市	協働安全課	1	2	1	1				0	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
23	229	豊明市	共生社会課	1	2	1	1				0	第3次とよあけ男女共同参画プラン(中間見直し版)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	1		
23	230	日進市	市民協働課	1	2	0	1	日進市男女平等推進条例	2007年4月1日	2007年10月1日		第3次日進市男女平等推進プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
23	231	田原市	企画課	1	2	1	1				0	田原市男女共同参画推進プランⅡ	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
23	232	愛西市	市民協働課	1	2	1	1				0	第4次愛西市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
23	233	清須市	生涯学習課	2	2	0	1				0	第2次清須市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
23	234	北名古屋	総務課	1	2	1	1	北名古屋男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次北名古屋男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
23	235	弥富市	市民協働課	1	2	1	1	弥富市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第2次弥富市男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
23	236	みよし市	協働推進課	1	2	0	1	みよし男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2015年4月1日		みよし男女共同参画プランパートナー2019-2023	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
23	237	あま市	人権推進課	1	2	1	1	あま市男女共同参画推進条例	2012年3月23日	2012年4月1日		第2次あま市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
23	238	長久手市	たつせがある課	1	2	0	1	長久手市の男女共同参画を推進する条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第3次長久手市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
23	302	東郷町	企画情報課	1	2	1	1	東郷町男女共同参画推進条例	2010年12月21日	2011年4月1日		第2次東郷町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1		
23	342	豊山町	企画調整部企画課	1	2	0	0				0	豊山町男女共同参画社会計画 第3次とよやまレインボープラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	1		
23	361	大口町	地域協働課	1	2	0	1				0	第5次おおぐち男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
23	362	扶桑町	地域協働課	1	2	1	1				0	第2次扶桑町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1		
23	424	大治町	社会教育課	2	2	0	0				0	(第5次大治町総合計画)	2023年4月 ~ 2032年3月	0	0		
23	425	蟹江町	政策推進室政策推進課	1	2	0	1				0	第2次蟹江町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
23	427	飛島村	総務部企画課	1	2	0	0				0	飛島村男女共同参画推進プラン2019-2028	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
23	441	阿久比町	社会教育課	2	2	0	0				0	第2次阿久比町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
23	442	東浦町	住民自治課	1	2	0	1				0	第3次東浦町男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
23	445	南知多町	企画財政課	1	2	0	0				0	第2次南知多町男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2032年3月	1	1		
23	446	美浜町	企画課	1	2	0	0				0	美浜町男女共同参画プラン	2013年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		
23	447	武豊町	企画政策課	1	2	0	1				0	第3次武豊町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
23	501	幸田町	企画政策課	1	2	0	1				2	第2次幸田町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
23	561	設楽町	企画ダム対策課	1	2	1	1				0	第2次設楽町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2028年3月	1	1		
23	562	東栄町	総務課	1	2	0	0				0	東栄町第1次男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2025年3月	0	1		
23	563	豊根村	地域振興課	1	2	0	0				0	(第6次豊根村総合計画)	2023年4月 ~ 2028年3月	0	0		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			9									2	7	5	4	0	6	3	0
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	イーブルなごや	460-0015	愛知県名古屋市中区大井町7番25号	052-331-5288	052-322-9458	https://e-able-nagoya.jp/		○		○					○	
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画センター	パルモ	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3番地の22	0532-33-2822	0532-33-2810	https://www.city.toyohashi.lg.jp/10880.htm		○		○					○	
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ	Libra(りぶら)	444-0059	愛知県岡崎市康生通西4丁目71番地	0564-23-3100	0564-23-3165	https://www.city.okazaki.lg.jp/libra/		○	○						○	
23	203	一宮市																	
23	204	瀬戸市																	
23	205	半田市																	
23	206	春日井市	春日井市青少年女性センター	レディヤンかすがい	486-0844	春日井市鳥居松町2丁目247番地	0568-85-4188	0568-85-7890	https://www.city.kasugai.lg.jp/shisetsu/kouminkan/red-yan/index.html	○		○						○	
23	207	豊川市																	
23	208	津島市																	
23	209	碧南市																	
23	210	刈谷市																	
23	211	豊田市	とよた男女共同参画センター	キラッ☆とよた	471-0034	愛知県豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階	0565-31-7780	0565-31-3270	https://clover-toyota.jp		○	○						○	
23	212	安城市																	
23	213	西尾市																	
23	214	蒲郡市																	
23	215	犬山市																	
23	216	常滑市																	
23	217	江南市																	
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性センター		485-0041	愛知県小牧市小牧三丁目555番地	0568-71-9848	0568-71-9840	http://www.city.komaki.aic-hi.jp/		○	○						○	
23	220	稲沢市																	
23	221	新城市																	
23	222	東海市																	
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	ミュージーいしがせ	474-0035	大府市江端町4-1	0562-48-0588	0562-44-9144	http://www.medias.ne.jp/~misigase/		○		○						○
23	224	知多市	知多市男女共同参画センター	ウイズ	478-0065	知多市新知東町2丁目7-2	0562-56-6305	0562-56-6305	http://www.medias.ne.jp/~fureai/		○	○						○	
23	225	知立市																	
23	226	尾張旭市																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他		
23	227	高浜市	女性文化センター		444-1332	高浜市湯山町六丁目6番地4	0566-52-5002	0566-52-5003	https://www.city.takahama.lg.jp/soshiki/bunka/760.html	○			○			○	
23	228	岩倉市															
23	229	豊明市															
23	230	日進市															
23	231	田原市															
23	232	愛西市															
23	233	清須市															
23	234	北名古屋															
23	235	弥富市															
23	236	みよし市															
23	237	あま市															
23	238	長久手市															
23	302	東郷町															
23	342	豊山町															
23	361	大口町															
23	362	扶桑町															
23	424	大治町															
23	425	蟹江町															
23	427	飛島村															
23	441	阿久比町															
23	442	東浦町															
23	445	南知多町															
23	446	美浜町															
23	447	武豊町															
23	501	幸田町															
23	561	設楽町															
23	562	東栄町															
23	563	豊根村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			9					9	9	8	7	0	4	3	0	3	
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	2003年6月18日	6	14	35,429	○	○	○			○	○			
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画センター	1994年5月2日	0	9	2,110	○	○	○	○		○				
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ	2008年11月1日	6	2	7,003	○	○	○	○		○	○			
23	203	一宮市			0	0	0										
23	204	瀬戸市			0	0	0										
23	205	半田市			0	0	0										
23	206	春日井市	春日井市青少年女性センター	1991年1月13日	6	5	51,490	○	○	○	○					○	
23	207	豊川市			0	0	0										
23	208	津島市			0	0	0										
23	209	碧南市			0	0	0										
23	210	刈谷市			0	0	0										
23	211	豊田市	とよた男女共同参画センター	2005年4月1日	4	10	16,561	○	○	○	○					○	男女共同参画プランの策定、進捗管理
23	212	安城市			0	0	0										
23	213	西尾市			0	0	0										
23	214	蒲郡市			0	0	0										
23	215	犬山市			0	0	0										
23	216	常滑市			0	0	0										
23	217	江南市			0	0	0										
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性センター	1995年9月21日	8	4	11,583	○	○		○		○	○		○	
23	220	稲沢市			0	0	0										
23	221	新城市			0	0	0										
23	222	東海市			0	0	0										
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	1989年4月1日	3	6	13,455	○	○	○	○						
23	224	知多市	知多市男女共同参画センター	2000年4月1日	0	3	6,585	○	○	○	○						
23	225	知立市			0	0	0										
23	226	尾張旭市			0	0	0										
23	227	高浜市	女性文化センター	1995年4月1日	0	1	8,580	○	○	○							
23	228	岩倉市			0	0	0										
23	229	豊明市			0	0	0										
23	230	日進市			0	0	0										
23	231	田原市			0	0	0										
23	232	愛西市			0	0	0										
23	233	清須市			0	0	0										

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2023年4月1日現在で開設済の施設）																	
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主 な 事 業												
					用 常 勤 （ 雇 用 ） の 定 め が な い 職 員 ）	用 非 常 勤 （ 雇 用 ） の 定 め が あ る 職 員 ）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	そ の 他			
23	234	北名古屋市			0	0	0													
23	235	弥富市			0	0	0													
23	236	みよし市			0	0	0													
23	237	あま市			0	0	0													
23	238	長久手市			0	0	0													
23	302	東郷町			0	0	0													
23	342	豊山町			0	0	0													
23	361	大口町			0	0	0													
23	362	扶桑町			0	0	0													
23	424	大治町			0	0	0													
23	425	蟹江町			0	0	0													
23	427	飛島村			0	0	0													
23	441	阿久比町			0	0	0													
23	442	東浦町			0	0	0													
23	445	南知多町			0	0	0													
23	446	美浜町			0	0	0													
23	447	武豊町			0	0	0													
23	501	幸田町			0	0	0													
23	561	設楽町			0	0	0													
23	562	東栄町			0	0	0													
23	563	豊根村			0	0	0													

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

愛知県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			1			38	1	2.6	52	2	3.8	16	0	0.0	14	0	0.0	12,045	1,512	12.6
23	100	名古屋市				1	0	0.0	3	1	33.3							5389	1033	19.2
23	201	豊橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							475	13	2.7
23	202	岡崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							556	5	0.9
23	203	一宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							814	72	8.8
23	204	瀬戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
23	205	半田市				1	0	0.0	1	0	0.0							42	1	2.4
23	206	春日井市				1	0	0.0	2	0	0.0							556	92	16.5
23	207	豊川市				1	0	0.0	2	0	0.0							185	8	4.3
23	208	津島市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	43	19.8
23	209	碧南市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	1	0.8
23	210	刈谷市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	0	0.0
23	211	豊田市				1	0	0.0	2	0	0.0							298	3	1.0
23	212	安城市				1	0	0.0	2	0	0.0							81	3	3.7
23	213	西尾市				1	0	0.0	2	1	50.0							401	8	2.0
23	214	蒲郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							48	0	0.0
23	215	犬山市				1	0	0.0	1	0	0.0							317	23	7.3
23	216	常滑市				1	0	0.0	1	0	0.0							28	0	0.0
23	217	江南市	2010年2月20日	江南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							140	11	7.9
23	219	小牧市				1	0	0.0	2	0	0.0							129	3	2.3
23	220	稲沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							312	20	6.4
23	221	新城市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	1	0.7
23	222	東海市				1	0	0.0	2	0	0.0							108	12	11.1
23	223	大府市				1	0	0.0	1	0	0.0							281	37	13.2
23	224	知多市				1	0	0.0	2	0	0.0							68	3	4.4
23	225	知立市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	3	9.7
23	226	尾張旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							194	44	22.7
23	227	高浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							18	2	11.1
23	228	岩倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							30	1	3.3
23	229	豊明市				1	0	0.0	1	0	0.0							182	29	15.9
23	230	日進市				1	0	0.0	1	0	0.0							19	2	10.5
23	231	田原市				1	0	0.0	1	0	0.0							126	0	0.0
23	232	愛西市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	0	0.0
23	233	清須市				1	0	0.0	1	0	0.0							38	1	2.6
23	234	北名古屋市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1
23	235	弥富市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	2	2.6

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
23	236	みよし市				1	0	0.0	1	0	0.0						25	0	0.0	
23	237	あま市				1	0	0.0	1	0	0.0						42	2	4.8	
23	238	長久手市				1	1	100.0	1	0	0.0						110	19	17.3	
23	302	東郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	1	5.6
23	342	豊山町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	7	25.9
23	361	大口町										1	0	0.0	0	0		11	0	0.0
23	362	扶桑町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
23	424	大治町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	3	6.1
23	425	蟹江町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
23	427	飛島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	441	阿久比町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	1	4.3
23	442	東浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7
23	445	南知多町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	446	美浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	447	武豊町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	501	幸田町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
23	561	設楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
23	562	東栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	563	豊根村										1	0	0.0	0	0		5	0	0.0

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1						調査時点コード												
		問8-1		問8-2						審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他							
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)												総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数							うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	その他
	小計			1,973	1,722	27,132	7,871	29.0		1,685	1,512	25,045	7,187	28.7	307	208	1,844	388	21.0	1,464	194	13.3	1,517	194	12.8											
23	100	名古屋市	40%以上60%以下	2026年3月	92	90	1,992	702	35.2	法令又は条例により設置する附属機関及び条例に基づき執行機関以外に置かれる機関	76	75	2,090	720	34.4	6	4	119	24	20.2	64	12	18.8	65	12	18.5	1		1			1				
23	201	豊橋市	35.0	2027年3月	33	30	416	107	25.7	法律又は条例により設置されている審議会等	33	30	416	107	25.7	6	4	45	13	28.9	34	3	8.8	35	3	8.6	1		1			1				
23	202	岡崎市	37.5	2026年3月	69	61	997	264	26.5	市が規定した適用除外を除いた法令又は条例により設置されている審議会等	69	61	997	264	26.5	6	4	58	6	10.3	33	5	15.2	34	5	14.7	1		1			2	2023年3月31日			
23	203	一宮市	40.0	2024年3月	43	32	1,209	396	32.8	法令・条例等に基づき設置されている審議会等	33	32	1,209	396	32.8	6	4	42	8	19.0	39	2	5.1	40	2	5.0	1		1			1				
23	204	瀬戸市	35.0	2027年3月	54	52	639	186	29.1	市の審議会等	43	41	455	126	27.7	6	6	33	13	39.4	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1			1				
23	205	半田市	40.0	2032年3月	86	78	1,013	266	26.3	半田市審議会等設置運営要綱の規程に基づく審議会	25	25	336	81	24.1	6	6	29	10	34.5	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1			1				
23	206	春日井市	40.0	2027年3月	66	61	777	240	30.9	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のため市が設置する機関 要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が設置するもの(ただし、市職員のみを構成員として組織されているもの、関係機関との連絡調整を主な目的とするもの、実行委員会等、イベント等を実施するために組織するもの又は市職員の研修、研究等を主な目的とするものを除く)	59	56	713	224	31.4	6	4	34	6	17.6	48	5	10.4	49	5	10.2	2	2022年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日		
23	207	豊川市	40.0	2025年3月	31	27	695	223	32.1	地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関、法令・条例に基づき設置されている附属機関、要綱や規約等に基づき設置されている審議会等	31	29	659	216	32.8	6	4	36	7	19.4	39	7	17.9	40	7	17.5	1		1			1				
23	208	津島市	40.0	2031年3月	49	46	718	251	35.0	対象は法令及び条例・規則を根拠に設置されている機関とし、要綱により設置された委員会等についても、これを準ずるものとしている。	27	25	458	162	35.4	6	6	46	11	23.9	23	2	8.7	24	2	8.3	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	1					
23	209	碧南市	35.0	2024年3月	41	40	622	158	25.4	法令・条例に基づき設置されている附属機関(委員会、審議会、協議会、調査会等)	41	40	622	158	25.4	6	5	27	8	29.6	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1			1				
23	210	刈谷市	45.0	2032年3月	29	28	468	140	29.9	地方自治法第202条の3に規定する附属機関	29	28	468	140	29.9	6	6	30	9	30.0	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1			1				
23	211	豊田市	30.0	2024年4月	72	48	856	199	23.2	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例による設置するもの 条例、規則等により設置されている懇談会 要綱等により設置されている懇談会	46	37	673	168	25.0	6	5	41	12	29.3	38	3	7.9	39	3	7.7	1		1			1				
23	212	安城市	30.4	2024年3月	47	43	643	197	30.6	法令・条例により設置されている審議会等	47	43	643	197	30.6	6	4	30	8	26.7	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1			1				
23	213	西尾市	40.0	2023年4月	71	56	972	251	25.8	市の審議会等(法令、条例設置)委員に占める女性委員の割合	35	29	525	126	24.0	6	4	34	6	17.6	37	2	5.4	38	2	5.3	1		1			1				
23	214	蒲郡市	30.0	2026年3月	93	75	1,340	311	23.2	政策決定に影響を及ぼすあらゆる審議会	19	19	475	108	22.7	6	4	36	8	22.2	31	1	3.2	32	1	3.1	1		1			1				
23	215	犬山市									51	46	612	163	26.6	6	5	31	8	25.8	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1			1				
23	216	常滑市	30.0	2025年3月	41	33	489	121	24.7	法・条例・規則・要綱等に基づく審議会	17	17	248	57	23.0	6	5	45	6	13.3	48	5	10.4	49	5	10.2	1		1			1				
23	217	江南市	40.0	2032年3月	33	29	464	131	28.2	法律、条例、規則または規程により設置されたもの。	30	26	421	100	23.8	6	4	26	6	23.1	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1			1				
23	219	小牧市	27.0	2022年3月	56	49	709	175	24.7	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会等	50	46	676	168	24.9	6	3	33	7	21.2	34	3	8.8	35	3	8.6	1		1			1				
23	220	稲沢市	35.0	2028年3月	27	26	434	131	30.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	26	25	434	131	30.2	6	3	40	7	17.5	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1			1				
23	221	新城市	40.0	2032年3月	71	60	1,314	316	24.0	すべて	35	27	681	139	20.4	6	5	47	9	19.1	39	4	10.3	40	4	10.0	1		1			1				
23	222	東海市	40.0	2026年3月	62	55	833	271	32.5	条例・要綱・規則等で設置している審議会等	27	25	308	83	26.9	6	4	39	6	15.4	30	4	13.3	31	4	12.9	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1					
23	223	大府市	40%~60%	2031年3月	33	33	336	159	47.3	法令・条例設置	33	33	336	159	47.3	6	5	36	13	36.1	22	10	45.5	23	10	43.5	1		1			1				
23	224	知多市	40.0	2030年3月	35	33	344	98	28.5	法律又は、政令・条例により設置されている審議会等	24	23	298	89	29.9	6	5	39	7	17.9	24	6	25.0	25	6	24.0	1		1			1				
23	225	知立市	40.0	2029年3月	46	41	489	139	28.4	地方自治法180条の5に基づく審議会及び202条に基づく法令・条例に定められた審議会	40	35	458	130	28.4	6	6	31	9	29.0	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1			1				
23	226	尾張旭市	40.0	2025年3月	45	41	488	187	38.3	法律により設置されている委員会等及び条例、規則、要項等により設置されている委員会、懇談会等	29	29	348	153	44.0	6	3	27	7	25.9	25	7	28.0	26	7	26.9	1		1			1				
23	227	高浜市									14	13	195	54	27.7	6	4	29	8	27.6	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1			1				
23	228	岩倉市	35.0	2031年3月	41	34	551	194	35.2	法令・条例により設置されている会議等	41	34	551	194	35.2	6	4	32	5	15.6	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1			1				
23	229	豊明市									51	45	569	174	30.6	6	4	32	7	21.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1			1				
23	230	日進市	40.0	2031年4月	48	48	524	200	38.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	48	48	524	200	38.2	6	4	28	8	28.6	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1			1				
23	231	田原市	30.0	2027年3月	30	24	283	64	22.6	地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関、法令・条例に基づき設置されている附属機関	20	19	244	57	23.4	6	5	39	7	17.9	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1			1				
23	232	愛西市	40.0	2027年3月	0	0	0	0		地方自治法180条の5に基づく委員会や要綱に基づき設置された審議会等。	15	15	209	61	29.2	6	5	37	10	27.0	18	5	27.8	19	5	26.3	1		1			1				
23	233	清須市	40%	2026年度	31	22	377	127	33.7	法令・法令の規定により制定された条例により、設置されている委員会等すべて	31	22	377	127	33.7	6	4	31	6	19.4	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1			1				
23	234	北名古屋市	37.0	2028年3月	33	32	515	156	30.3	法令・条例で設置されている審議会等	33	32	515	156	30.3	6	5	31	8	25.8	28	6	21.4	29	6	20.7	1		1			1				

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
			問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他									
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	
23	235	弥富市	40%以上 60%以下	2023年3月	0	0	0	0	31.0	地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関 市民、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により設置された委員会、協議会等(ただし、設置目的が、業務連絡、役割分担調整及び情報交換等は除く。)	20	19	211	62	29.4	6	3	28	5	17.9	17	4	23.5	18	4	22.2	1		1		1	
23	236	みよし市	35.0	2024年3月	44	40	558	173	31.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	44	40	558	173	31.0	6	3	37	7	18.9	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
23	237	あま市	30.0	2022年3月	23	23	273	78	28.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	23	23	273	78	28.6	6	3	32	6	18.8	23	4	17.4	24	4	16.7	1		1		1	
23	238	長久手市	40.0	2024年3月	62	60	542	225	41.5	市執行機関及び市付属機関等	20	19	230	77	33.5	6	4	24	6	25.0	23	7	30.4	24	7	29.2	1		1		1	
23	302	東郷町	40.0	2028年3月	20	18	228	67	29.4	地方自治法第202条の3に基づく法令及び条例による付属機関	19	18	225	67	29.8	5	2	24	4	16.7	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1		1	
23	342	豊山町									13	12	127	32	25.2	5	2	29	3	10.3	21	4	19.0	22	4	18.2	1		1		1	
23	361	大口町	30.0	2026年3月	29	22	291	77	26.5	法令、条例及び規則に基づき設置された付属機関	24	20	267	73	27.3	5	2	24	4	16.7	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
23	362	扶桑町	30.0	2027年3月	36	33	553	167	30.2	地方自治法(第202条の3)に基づく法令及び条例による付属機関	36	33	553	167	30.2	5	2	27	5	18.5	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
23	424	大治町									13	10	134	38	28.4	4	2	23	4	17.4	22	6	27.3	23	6	26.1	1		1		1	
23	425	蟹江町	25.0	2027年3月	22	18	273	47	17.2	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等のことをいう。	17	14	172	29	16.9	5	4	25	5	20.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1	
23	427	飛鳥村	30.0	2028年3月	34	24	384	84	21.9	法律、政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会、会議等	14	11	142	35	24.6	5	3	32	5	15.6	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1		1	
23	441	阿久比町	40.0	2027年3月	34	29	452	105	23.2	審議会・委員会・協議会	29	26	421	100	23.8	5	3	31	5	16.1	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1		1	
23	442	東浦町	40.0	2032年3月	42	36	502	125	24.9	法律又は法令により設置されている審議会など、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、要綱等により設置されている懇談会、会議等	27	23	315	92	29.2	5	3	27	5	18.5	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
23	445	南知多町	30.0	2031年3月	21	13	427	64	15.0	法令・条例に基づく付属機関	21	13	427	64	15.0	5	1	27	2	7.4	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
23	446	美浜町	30.0	2026年3月	27	23	265	82	30.9	条例、規則等により設置されている協議会等	28	23	270	82	30.4	5	2	39	5	12.8	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1		1	
23	447	武豊町	40%~60%	2026年3月	24	23	338	98	29.0	法律または政令により設置されている審議会等	24	23	338	98	29.0	5	2	30	5	16.7	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
23	501	幸田町	30.0	2024年3月	32	25	372	85	22.8	地方自治法(第202条の3)の法令に基づく機関及び条例に基づく機関	32	25	372	85	22.8	5	4	27	6	22.2	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
23	561	設楽町	25.0	2028年3月	15	8	167	34	20.4	審議会等(町が独自に設定したものを含む)の構成員	10	5	146	30	20.5	5	3	21	4	19.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
23	562	東栄町									11	4	148	7	4.7	5	4	21	5	23.8	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	
23	563	豊根村									7	4	82	6	7.3	5	3	23	4	17.4	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
			33	1の合計	53	0	50		5			48	50	47	50	50	46
			12	2の合計	1	42	3		48			1	0	1	0	2	2
			4	3の合計	0	9			0			0	0	0	0	0	0
			5	4の合計	0	2						5	4	6	4	2	4
23	100	名古屋	1	名古屋職員旧姓使用取扱規程 第2条 本市における旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員録、名札その他単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) その他所長が認める軽易なもの 2 公権力の行使にかかわる文書、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	名古屋市会	1	2	1		2		2	1	2	1	1	2
23	201	豊橋市	1	豊橋市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2) 専ら組織内部および職員間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3) 職員の権利義務に関する文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする争いのおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、法令等に基づかない簡易な文書等で所長が適当と認めるもの 2 次の各号に掲げる文書等については、旧姓を使用することはできないものとする。 (1) 職員の身分関係に関する文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2) 職員の権利義務に関する文書等で、法令等に根拠があり、又は法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に関わる文書 (4) 前3号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれがあると任命権者が認めるもの	豊橋市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	
23	202	岡崎市	1	岡崎市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、岡崎市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の姓が改まった場合で、引き続き婚姻等の前の戸籍上の姓(以下「旧姓」という。)を一定の文書等に使用することを希望する場合の取扱に關し必要な事項を定める。	岡崎市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1
23	203	一宮市	1	一宮市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	一宮市議会	1	4	2		2		4	4	4	4	2	4
23	204	瀬戸市	1	瀬戸市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、法令等又はこの要綱により制限されている場合を除き、旧姓を使用できるものとする。ただし、別表1に掲げる文書等については、戸籍上の氏を併記するものとし、別表2に掲げる文書等については、旧姓を使用することができない。	瀬戸市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
23	205	半田市	3	半田市議会	1	2	1	半田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠にあっては十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
23	206	春日井市	1	春日井市議会	1	3	1	春日井市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第3条 2 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
23	207	豊川市	1	豊川市議会	1	2	1	豊川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付けて、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
23	208	津島市	1	津島市議会	1	2	1	津島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第85条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
23	209	碧南市	4	碧南市議会	1	2	1	碧南市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7										
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
23	210	刈谷市	3	刈谷市議会	1	2	1	刈谷市議会会議規則 第2条 議員は、公務、忌引、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助、育児、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2												
23	211	豊田市	1	豊田市議会	1	2	1	豊田市議会会議規則 (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2												
23	212	安城市	1	安城市議会	1	2	1	安城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2)滞納処分その他公権力の行使に関わるもの (3)税、年金、保険、預貯金等に関わるもの (4)他の地方公共団体、公益的法人等に派遣された場合にあっては、派遣先団体において旧姓の使用に制約のあるもの	2												
23	213	西尾市	1	西尾市議会	1	2	1	西尾市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2												
23	214	蒲郡市	2	蒲郡市議会	1	2	1	蒲郡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2												
23	215	犬山市	2	犬山市議会	1	2	1	犬山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2												
23	216	常滑市	2	常滑市議会	1	2	1	常滑市議会 会議規則 第2条議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条第2項委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2												
23	217	江南市	1	江南市議会	1	2	1	江南市議会会議規則 (趣旨)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要な事項を定めるものとする。 江南市職員旧姓使用取扱要綱(令和4年10月1日施行)	2												

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
23	219	小牧市	1	小牧市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓の使用を希望する職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1)により、所属長を経由して市長に提出しなければならない。 第4条 市長は、前条の申請があったときは、申請した職員に対し、第2条に規定する旧姓使用の範囲をよく示し、旧姓使用を承認するものとする。ただし、市長は、第2条に規定する旧姓使用の範囲であっても当該職員で旧姓を使用することにより職務遂行又は事務処理上支障が生ずる特別の理由があると認めるときは、旧姓使用を承認しないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	小牧市議会	1	2	1	小牧市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第89条2項 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
23	220	稲沢市	1	稲沢市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認) 第4条 市長は、前条の申請があり、これを審査し適当と認めるときは、旧姓使用を承認するものとする。	稲沢市議会	1	2	1	稲沢市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
23	221	新城市	1	新城市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、新城市に勤務する職員(非常勤職員及び臨時職員を含む、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法律等に抵触するおそれなく、かつ、公務の正常な運営を妨げないものと認められる文書等であつて、次に掲げるものとする。 (1)専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの (2)職員の権利又は義務に係る文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの (3)対外的にも使用されるが、職員の氏名が記載されているのみで、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等 (4)その他法令等に基づかない文書等で市長が認めるもの (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1)を所属長を通じて秘書人事課長へ提出しなければならない。 (旧姓使用の開始) 第4条 旧姓使用の届出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。))は、届出をした日の翌日から旧姓の使用ができるものとする。 (旧姓使用職員の責務) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民に対して又は職場内において、誤解や混乱を生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 (所属長の責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓使用職員が異動したときは、異動前の所属長は、旧姓使用職員である旨を異動先の所属長に報告しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓使用職員は旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2)を所属長を通じて秘書人事課長に提出しなければならない。 2 戸籍上の姓を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、特別な事由がない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の取消) 第8条 市長は、旧姓使用職員による旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障があると認められるときは、旧姓の使用を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を取り消したときは、旧姓使用取消通知書(様式第3)により、職務の遂行に著しい支障があると認められる理由を付して、所属長を通じて当該旧姓使用職員に通知しなければならない。 3 第1項の規定により、旧姓の使用が取り消された旧姓使用職員は、第2項の事由が消滅した場合には、再度、旧姓の使用の届出をすることができる。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員のうち旧姓を使用しようとするものは、平成31年5月31日までに、旧姓使用届出書を所属長を通じて秘書人事課長に提出するものとする。	新城市議会	1	2	1	新城市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
23	222	東海市	3	東海市議会	1	2	1	東海市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1		
23	223	大府市	2	大府市議会	1	2	1	大府市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例申合せ事項 (適用除外) 第5条 第3条第1項の欠席が次の事由によるときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) その他議長が認める場合 第1節 条例の適用除外 (1) 条例第5条第2号に規定する「その他議長が認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 カ 産前及び産後の休業(大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年大府市規則第3号)に規定する産前及び産後の特別休暇期間の範囲内とする。)	1	1	1	1	1	1	1	
23	224	知多市	1	知多市議会	1	3	1	知多市議会規則 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓使用することができる文書等は、法令に抵触せず、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 旧姓使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、新たに採用された職員については、採用後1か月以内に旧姓使用承認申請書を提出することにより前項の承認を受けることができる。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請が職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓使用を承認した時は、旧姓使用承認書(第2号様式)により、その旨を所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	2		知多市市議会規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、次に掲げるいずれかの事由により会議を欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出ることができないときは、その事情がなくなつた後、速やかに届け出るものとする。 (1) 公務 (2) 負傷又は疾病 (3) 議員の配偶者の出産補助 (4) 育児 (5) 議員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母を看護し、又は介護する必要があるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、相当の事由があると認められるとき。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
23	225	知立市	1	愛知県知立市議会	1	2	1	知立市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員に長期欠席期間が生じたときは、議員報酬を減額する。 (適用除外) 第5条 議員が次に掲げる事由により議会の会議等を長期欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項本文に規定する期間の範囲内に限る。) (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める事由	1	1	1	1	1	1		
23	226	尾張旭市	1	尾張旭市議会	1	3	1	尾張旭市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、原則として当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
23	227	高浜市	1	高浜市議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた議員について、当該改める前の氏(以下「旧姓」という。))を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	高浜市議会	1	2	1	高浜市議会会議規則 (欠席又は遅刻の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	1	1	1	1	1		
23	228	岩倉市	1	岩倉市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、岩倉市議員(以下「職員」という。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	岩倉市議会	1	2	1	岩倉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
23	229	豊明市	1	豊明市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用する範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に定めるものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせざるおそれがないもの	豊明市議会	1	3	1	豊明市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
23	230	日進市	1	日進市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	日進市議会	1	3	1	日進市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
23	231	田原市	1	田原市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。(1)氏名が記載されているのみで、体外的に効果を生じない文書等 (2)専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3)職員の権利義務に関する文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4)前3号に掲げるもののほか、法令等に基づかない簡易な文書等で所屬長が適当と認められるもの	田原市議会	1	2	1	田原市議会会議規則 第2条第2項及び第65条第2項 議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
23	232	愛西市	3		愛西市議会	1	2	1	愛西市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
23	233	清須市	1	清須市議員旧姓等使用取扱規定(平成21年9月30日訓令第32号) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓等を職場での呼称として使用することができる。	清須市議会	2										4	4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7								
コ ー ド	コ ー ド	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
23	302	東郷町	1	職員旧姓使用について(通知) このことについて、下記のとおり取扱うこととしたので貴所属職員に周知願います。 記 1 2に定める文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載等を行うこととする。 2 文書等とは以下に掲げるものをさす。 (1) 職場での呼称 (2) 起案文書の起案者名 (3) 産席表 (4) 出勤簿 (5) 休暇承認簿 3 旧姓使用の手続きについては、別紙のとおり行うこととする。 4 この取扱いについては、平成15年7月1日から実施する。	東郷町議会	1	3	1	東郷町議会の会議に関する規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を長期欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 割合 180日を超え365日以下であるとき 100分の80 365日を超え730日以下であるとき 100分の70 730日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、欠席期間が180日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、町議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の大きい方を適用する。	1	1	1	1	1	1
23	342	豊山町	2		豊山町議会	1	2	1	大口町議会会議規則	2						1		
23	361	大口町	2		大口町議会	1	2	1	第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1		
23	362	扶桑町	1	扶桑町職員旧姓使用取扱要綱 第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	扶桑町議会	1	2	1	扶桑町議会会議規則 第2条第2項	2							1	
23	424	大治町	1	大治町職員旧姓使用取扱規程 第三条 職員は、任命権者の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	大治町議会	1	2	1	大治町議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	
23	425	蟹江町	4		蟹江町議会	1	2	1	蟹江町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							4	
23	427	飛鳥村	1	飛鳥村職員旧姓使用取り扱い要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、使用している文書等について、職務遂行上または事務処理上支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	飛鳥村議会	1	2	1	飛鳥村議会会議規則 第2条 省略 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	
23	441	阿久比町	2		阿久比町議会	1	2	1	阿久比町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	
23	442	東浦町	2		東浦町議会	1	2	1	東浦町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
23	445	南知多町	2		南知多町議会	1	2	1	南知多町議会の会議に関する規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	446	美浜町	2		美浜町議会	1	3	1	美浜町議会会議規則(平成2年12月25日議会規則第2号) 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	4	1	1	1
23	447	武豊町	2		武豊町議会	1	2	1	武豊町議会会議規則 第1章 総則第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	501	幸田町	4		幸田町議会	1	2	1	幸田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	561	設楽町	2		設楽町議会	1	3	2	設楽町議会規則	2			4	4	4	4	2	4
23	562	東栄町	4		東栄町議会	1	2	1	東栄町議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	563	豊根村	4		豊根村議会	1	4	2	豊根村議会規則	2			4	4	4	4	4	4

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
都道府県	市区町村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。 2. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。 3. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。 4. なし			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	に1. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。 2. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。 3. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。 4. なし										
		1	0	9	9	0	2		17	4	0	7		16		
		3	8	7	9	0	2		10	5	5	18		35		
		0	0	38					27	18	49	0		3		
		50	46									29				
23	100 名古屋市	2	4	2					1	1	2	2		1	名古屋地域防災計画 第2章 第14節 地域防災力の向上 また、県及び市町村は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	
23	201 豊橋市	4	4	3					2	3	3	4		2	① 岡崎市地域防災計画～風水害等対策計画～ ② 岡崎市地域防災計画～地震災害対策計画～ ① 4. 応急活動のためのマニュアルの作成等 男女共同参画の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。 ② 3. 女性特有のニーズ把握 市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するためのニーズ把握を行う。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズの把握を優先的に行う。	
23	202 岡崎市	4	4	1	1				1	3	3	2		1		
23	203 一宮市	4	2	3					3		3	2		2		
23	204 瀬戸市	4	4	1	1				1	1	3	4		2		
23	205 半田市	2	2	3					1	1	3	4		1	半田地域防災計画、半田市水防計画 市は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災安全課と市民協働課が連携し明確化しておくよう努める。	
23	206 春日井市	4	4	3					3		3	2		2		
23	207 豊川市	4	4	3					3		3	4		1	豊川市地域防災計画(p52) 男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	
23	208 津島市	4	4	3					3		3	4		2		
23	209 碧南市	4	4	3					3		3	2		2		

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ロ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する規定がある(倫理防規正)	2. 議員向けコメントを設けている(窓)	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
23	210	刈谷市	4	4	3						1	3	3	2		1	地域防災計画(地震・津波災害対策計画、風水害等災害対策計画) 地震編22頁 風水害編55頁 また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。
23	211	豊田市	4	4	3						3		3	2		1	豊田市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。
23	212	安城市	4	4	1	1					1	3	3	1		1	安城市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について、防災担当部署を通じて、庁内及び避難所等へ情報提供を行うこととし、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携しておくよう努める。
23	213	西尾市	4	4	3						1	3	3	4		2	西尾市議会議員の通称名称の使用に関する規定について検討中
23	214	蒲郡市	4	4	3						2	3	3	4		2	女性議会の開催
23	215	犬山市	4	4	1	1					1	2	3	4		2	犬山市議会議員政治倫理条例 第5条第1項第10号 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。
23	216	常滑市	4	4	3						2	3	3	4		2	
23	217	江南市	4	2	1	1					1	3	3	2		1	江南市地域防災計画 また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割													
道 区 府 町 村	区 町 村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。		問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。		問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。		問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。		問12-12 問12-11で、1. を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。		問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。		問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。		問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。		問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-17 問12-16で、1. を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。		問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		問13-1 左記で、1. を選択した場合該部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を認めていますか。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)					
23	219	小牧市	4	4	1	1	3	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。	小牧市議会議員政治倫理条例 第4条7項 差別的な取扱い又は言動、性的な言動、名誉を毀損し、又は社会的信用を低下させる目的で他人を誹謗中傷する言動その他の個人の人格又は尊厳を害するおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	1	3	1	2											
23	220	稲沢市	4	4	3					3		3	1														
23	221	新城市	4	2	3					3		3	2														
23	222	東海市	4	4	3					3		3	4														
23	223	大府市	4	4	3					1	3	3	2														
23	224	知多市	4	4	3					3		3	4														
23	225	知立市	4	4	2					2	2	2	1														
23	226	尾張旭市	4	2	1	1	3	全議員にハラスメントを含むコンプライアンスに関する冊子を配付した。	尾張旭市議会議員政治倫理要綱 その地位を利用し、嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。(第3条第1項第6号)	1	2	2	2														

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 規 ス が 定 メ ン ト 有 る 倫 理 防 規 止	す 2 の 議 員 向 け メ ン ト を 設 置 し て い る 窓 口 開	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
23	227	高浜市	4	4	3					3		3	4	2		
23	228	岩倉市	4	4	3					3		3	2			
23	229	豊明市	4	4	3					3		3	1		2	
													① 豊明市議会議員の通称名の使用に関する要領 ② 豊明市議会議員旧姓使用取扱要領 ① 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職届 (4) 報酬・旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名の使用によって業務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの ② 1 趣旨 この要領は、豊明市議会議員(以下「議員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 2 承認 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 別表 1 履歴に関する届出書類 2 身分証明書 3 辞職届 4 報酬・旅費・費用弁償の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 叙位・叙勲の申請 7 在職証明書等各種証明書 8 市議会議員共済会に関する各種届出書 9 その他旧姓の使用によって業務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	LGBT研修		
23	230	日進市	4	4	3					3		3	1		1	
																日進市議会議員の通称名等の使用に関する規程 日進市地域防災計画<地震災害対策計画> 日進市地域防災計画<風水害・原子力等災害対策計画> 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	231	田原市	2	2	2					2		2	4		2	
23	232	豊西市	4	4	3					1		1	3		4	
23	233	清須市	4	4	3					3		3	4		2	
23	234	北名古屋	4	2	3					1		3	1		2	
																北名古屋市議会議員氏名の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称等」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第9号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項に規定する通称の使用が認定された場合 当該認定を受けた通称 (2) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているもの)については、括弧の外のものをいう。又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第9号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と総称する。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
都 道 府 県	市 区 町 村	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
					1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。									
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する規定(ハラスメント防止に関する規定)がある倫理防規	2. 議員ハラスメント防止に関する規定(ハラスメント防止に関する規定)がある倫理防規	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
23	235	弥富市	4	4	3				3		3	2		1	第3節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第3 応急活動のためのマニュアル作成等 また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	
23	236	みよし市	4	4	3				3		3	2		1	みよし市地域防災計画 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に譲りべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用手法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。 また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	
23	237	あま市	4	4	2				2	3	3	4		2		
23	238	長久手市	4	4	3				1	3	3	2		2		
23	302	東郷町	4	4	2				2	2	2	2		2		
23	342	豊山町	4	4	2				2	2	2	2		2		
23	361	大口町	4	4	2				2	3	2	4		2		
23	362	扶桑町	4	4	3				1	3	3	4		2		
23	424	大治町	4	4	3				3		3	4		2		
23	425	蟹江町	4	4	1	1			3		3	4		2		
23	427	飛島村	4	4	3				3		3	4		1	飛島村地域防災計画 4 応急活動のためのマニュアルの作成等 村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に譲りべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用手法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。また、村及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(規定)がある倫理防規に 2. 議員向け研修を 3. 議員向け研修を 4. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
23	441	阿久比町	4	4	3				3		3	4		1	阿久比町地域防災計画(風水害等災害対策計画及び地震・津波災害対策計画) 阿久比町地域防災計画(風水害等災害対策計画及び地震・津波災害対策計画) 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 県(防災安全局、建設局、関係局、町(建設経済部建設環境課、総務部防災交通課)及び防災関係機関における措置 (4)応急活動のためのマニュアルの作成等 県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、県及び町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	442	東浦町	4	2	1	1		東浦町議会議員の政治倫理に関する条例 (政治倫理基準)第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(7)嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	2	3	3	2		2	
23	445	南前多町	4	4	3				3		3	4		2	
23	446	美浜町	4	4	3				3		3	4		3	
23	447	武豊町	4	4	3				1	3	3	4		2	
23	501	幸田町	4	4	3				3		3	4		2	
23	561	設楽町	1	4	3				3		3	4		3	
23	562	東栄町	4	4	3				3		3	4		3	
23	563	豊根村	4	4	3				3		3	4		2	